

国立大学法人東京医科歯科大学における法人文書の開示の 実施の方法及び開示に係る手数料に関する要項

〔平成16年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における法人文書の開示の実施の方法及び開示に係る手数料に関する事項を定めるものとする。

(文書又は図画の閲覧の方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画等の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第5条第1項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次条第1号イに定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1判（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド（第5条第2項に規定する場合におけるものを除く。次条第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したもの

(文書又は図画の写しの交付の方法)

第3条 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第5条第1項に該当するものを除く。）
次に掲げる方法（口及びハに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）
イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3判（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2判（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印刷したものの交付。
ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下「FD」という。）又は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281（以下「CD-R」という。）又はX6241（以下「DVD-R」という。）に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第3号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4判（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第4条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第2項に定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ（次条第2項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項口において同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

ハ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをCD-Rに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号、次号又は次条第1項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の7の項口において同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く）。

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）

次に掲げる方法であって、大学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハマまでに掲げる方法

- ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の7の項子において同じ。）に複写したものの交付
- ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の7の項子において同じ。）に複写したものの交付
- ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の7の項子において同じ。）に複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表7の項子において同じ。）に複写したものの交付

（映画フィルム等の開示の実施の方法）

第5条 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルム専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 2 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（開示に係る手数料の額）

第6条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書1件につき300円
- (2) 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。） 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる開示方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により既に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のイからへまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからへまでに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合であって、既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は、当該基本額から300円を減じた額とする。

イ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等（法第2条第1項に規定する「独立行政法人等」をいう。以下同じ。）から事案が移送された場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）

- ロ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち本学が負担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額
 - ハ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち本学が負担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額
 - ニ 法第13条第1項の規定に基づき、行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第12条の2第1項の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち本学が負担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額
- 2 開示請求をした者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- (1) 一の法人文書ファイル（国立大学法人東京医科歯科大学法人文書管理規則第2条第3号に規定する法人文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

（手数料等の納付の方法）

第7条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により納付しなければならない。

- (1) 現金（現金書留によるものを含む。）
 - (2) 銀行振込
- 2 開示を受ける者が、法人文書の写しの送付を求める場合における当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

（雑則）

第8条 この規則において定めるもののほか、法人文書の開示方法及び開示に係る手数料に関する必要な事項は、学長が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日制定）

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この要項の施行日以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月24日制定）

この要項は、平成21年6月24日から施行する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚ごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203mm、横254mmものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁記録をFDに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁記録をCD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	チ スキャナにより読み取ってできた電磁記録をDVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
3 写真フィルム	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判について690円)
	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203mm、横254mmものについては、430円)
	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203mm、横254mmものについては、1,300円)

5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
	ハ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚ごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ FDに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7mmの磁気オープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額

	<p>ヌ 幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>	<p>1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては、3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額</p>
	<p>ル 幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>	<p>1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額</p>
8 映画フィルム	<p>イ 専用機器により映写したものの視聴</p>	<p>1巻につき390円</p>
	<p>ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付</p>	<p>6,800円(16mm映画フィルムについては13,000円、35mm映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16mm映画フィルムについては3,200円、35mm映画フィルムについては2,650円)を加えた額</p>
9 スライド及び録音テープ(スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。)	<p>イ 専用機器により再生したものの聴取</p>	<p>1巻につき680円</p>
	<p>ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付</p>	<p>5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)</p>
<p>備考 1の項ハ若しくは二、2の項ハ又は7の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙用いるときは、片面を1枚として額を算定する。</p>		